奈良県老人保健施設協議会 会則

奈良県老人保健施設協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、奈良県老人保健施設協議会と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、会長の所属する施設内に置く。 事務局は、この協議会の事務・庶務・会計業務を担当し、年1回総会 に於いてこれを報告する。

(目 的)

第3条 本協議会は、奈良県内の介護老人保健施設相互の協力によって、介護 老人保健施設の向上発展と社会的使命の遂行を図り、老人の保健・福祉 に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協議会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
 - (1)介護老人保健施設の管理運営の適正化及びサービスの質の向上に関する研究及び指導に関する事業
 - (2)介護老人保健施設に関する知識の普及に関する事業
 - (3)関係機関及び関係団体との連絡協議に関する事業
 - (4)公益社団法人全国老人保健施設協会の行う事業への、積極参加
 - (5)その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

- 第5条 本協議会の会員は、次の3種とし会員資格は正会員のみとする。
 - (1)正会員 本協議会の目的に賛同して入会した奈良県内介護老人保健 施設の代表者(代表者はその施設の開設者又は管理者。但し、特段の 事情がある場合は当該開設者が指定する者も可とする。)
 - (2)準会員 本協議会の目的に賛同して入会した未開設の奈良県内介護 老人保健施設の代表者又は個人
 - (3) 賛助会員 本協議会に賛同するその他の団体の代表者

(入 会)

- 第6条 正会員及び準会員・賛助会員として入会しようとする者は協議会が指示する入会申込書により会長に申し込まなければならない。
 - 2. 入会は、本協議会正会員全員の議決を経てその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
 - 3. 本協議会の正会員は、公益社団法人全国老人保健施設協会に加入し、 全国の介護老人保健施設の健全な発展に寄与するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び準会員・賛助会員は会員総会において定める下記の年会費 を納入しなければならない。

正会員一施設5万円準会員一施設5万円賛助会員一施設5万円

- 2. 会長は緊急やむを得ない事情があると認めたときは会員総会の承認を 経て臨時会費を徴収することが出来る。
- 3. 寄付金、及びその他の収入

(会計年度及び会計)

第8条 この協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(決 算)

第10条 本会の決算は、毎会計年度終了後に作成し、会長がこれに監査報告書 を添えて、年度初回総会に提出する。

第3章 役 員

(役 員)

第11条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

幹 事 8名以内

監事 2名以内

- 2. 本協議会は、総会の決議を経て、名誉会長を置くことができる。
- 3. 本協議会は、総会の決議を経て、顧問を置くことができる。

(選 任)

- 第12条 会長は、公益社団法人全国老人保健施設協会奈良県支部支部長が兼任する。 幹事及び監事は会長が任命する、欠員が生じた場合も同様とする。
 - 2. 会長は、役員の中より副会長を指名することができる。
 - 3. 会長に事故ある場合は副会長又は役員が、その業務を代行する。

(任期)

- 第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会 議)

第14条 本協議会の総会は年2回とする。 臨時総会は会長又は、役員会が必要と認めた場合開催する。

(運 営)

- 第15条 総会開催は会長が召集し、会長が議長となる。
 - 2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする。
 - 3. 議決権を有する者は正会員のみとするが、会員の所属する施設の管理職 従事者を代理人として、議決を委任することが出来る。欠席の場合は委 任状をもって出席とする。
 - 4. 議決は、会員の過半数の賛成をもって可決とする。

(構成)

第16条 総会は会員をもって構成する。

(役員会)

- 第17条 役員会は、会運営を円滑に行う為に設け、これを年2回開催する。
 - 2. 役員会は、役員によって構成する。
 - 3. 役員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

第5章 補 則

第16条 この会則に定める以外で本協議会の運営に必要な事項は、会員総会の決議を経て会長が別に定める。

附則

1. この会則は平成3年2月19日より施行する。

平成11年 4月22日改訂する

平成11年11月30日改訂する

平成20年 4月25日改訂する

平成22年 4月16日改訂する

平成23年 4月 1日改訂する

平成24年 4月 1日改訂する

平成25年12月 5日改訂する

平成29年12月 8日改訂する